

船舶事故調査報告書

平成25年4月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年2月4日 06時30分ごろ
発生場所	福岡県宗像市鐘ノ岬西岸沖 宗像市所在の鐘崎港西防波堤灯台から真方位330° 850m付近 (概位 北緯33° 53.3′ 東経130° 31.3′)
事故調査の経過	平成24年10月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十二新幸丸、18トン FO2-6318（漁船登録番号）、新幸水産有限会社 16.75m (Lr) × 4.20m × 1.66m、FRP ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、平成5年4月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年5月26日 免許証交付日 平成20年4月21日 (平成25年5月25日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	シューピースに擦過傷、プロペラ翼に曲損及び欠損、プロペラ軸に曲損
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、平成24年2月4日06時20分ごろ、操業のために宗像市鐘崎漁港を出港し、鐘ノ岬南西岸沖を約10ノットの速力で北北西進していたところ、船長が、船首方の海面上に漂う黒っぽい浮流物を発見するとともに、左舷船首方の沖から鐘崎漁港に向けて入航して来る漁船を認めた。 船長は、入航船に接近しないよう右転して浮流物を避け、浮流物の種類や大きさがはっきりと分からなかったため、距離を大きく隔ててから左転し、原針路とほぼ平行に右舷方の鐘ノ岬西岸に近寄った状態で浮流物が漂う左舷方の海面を見ながら北北西進中、06時30分ごろ、鐘ノ岬西岸沖において、本船の船尾船底が浅瀬に接触し、衝撃を受けながら通過した。

	<p>船長は、船体に激しい振動があるので、出漁を断念し、自力航行して鐘崎漁港に帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮高 約95cm 日出時刻：07時13分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>海図（W1239）によれば、本事故発生場所付近の水深は0.2mで底質は岩である。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近に浅瀬があることを知っていたが、ふだんから通り慣れている海域であり、乗り揚げることはないと安心して上、浮流物が漂う左舷方の海面に注意を向け、作動中のレーダー及びGPSプロッターの画面を見ていなかった。</p> <p>船長は、本船の喫水を把握していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、鐘ノ岬南西岸沖を北北西進中、船長が、船首方に浮流物を発見し、右転して浮流物を避けたのち、左転して原針路とほぼ平行に航行した際、浮流物が漂う左舷方の海面に注意を向け、右舷方の鐘ノ岬西岸に接近して航行したことから、鐘ノ岬西岸沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、鐘ノ岬南西岸沖を北北西進中、船長が、船首方に浮流物を発見し、右転して浮流物を避けたのち、左転して原針路とほぼ平行に航行した際、浮流物が漂う左舷方の海面に注意を向け、右舷方の鐘ノ岬西岸に接近して航行したため、鐘ノ岬西岸沖の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部を航行中は、レーダーやGPSプロッターなどの航海計器を使用して船位確認を確実にすること。